



上尾市ICT化推進計画

上尾市
令和4年3月

上尾市ICT化推進計画策定にあたって



本市はこれまで、オンライン申請の拡充やキャッシュレス決済、ICTを活用した情報発信などデジタルを活用した行政サービス向上に関する取組に加え、AIなど最新のデジタル技術を活用した行政事務の業務効率化にも広く取り組んでまいりました。

情報産業分野に目を向けますと、高度な情報処理機能を持つスマートフォンは広い世代に普及し、5GやAI、IoTなどの新しいデジタル技術が日常生活の中でも身近なものになるなど、かつて想像もつかなかったスピードでデジタル化が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしており、感染リスクを低減することを目的とした新しい生活様式が提唱されました。これを受けて、リモートワークやオンライン会議など人との接触を減らすためのデジタルツールが急速に普及した一方、リモートワークを狙った悪質なサイバー攻撃などセキュリティ面での心配は尽きることがありません。

このような昨今のICTの飛躍的な進展と社会情勢の変化に伴い、行政運営もまた変革の時を迎えています。

そこで本市では、急速に発展するデジタル技術を最大限に活用し、限りある行政資源を有効に活用することで、持続可能な行政経営をより効果的かつ効率的に推進するため、「市民の利便性向上」「行政事務の効率化」「デジタル社会に向けた基盤整備」の3つを基本施策として掲げ、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「上尾市ICT化推進計画」を策定いたしました。

本計画を強かに推進することで、デジタル技術の活用による新しい生活様式に対応した行政サービスを提供するとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げ、ICT化を通じた「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、広く市民の皆さまから貴重なご意見をいただきましたことに、改めて厚くお礼申し上げます。



令和4年3月

上尾市長 富士山 稔

Contents

1. 計画策定の趣旨	… 1		
2. 計画策定の背景	… 2		
(1) ICTの利用動向	… 2		
(2) Society5.0	… 5		
(3) SDGsの達成に向けた取組の推進	… 5		
(4) 計画策定に向けて	… 5		
(5) 国の動向	… 6		
(6) 県の動向	… 6		
3. 本市の現状と課題	… 7		
(1) 本市の人口推移	… 7		
(2) 生活の変化	… 7		
(3) 課題解決にあたって	… 7		
4. 推進方針	… 8		
(1) 計画の位置付け	… 8		
(2) 推進期間	… 8		
(3) 推進体制	… 9		
		(4) 基本方針及び基本施策	… 10
		● 市民の利便性向上	… 12
		1 行政手続のオンライン化	… 12
		2 デジタルサービスの充実	… 16
		3 マイナンバーカードの普及及び利活用の促進	… 21
		4 官民データ活用の推進	… 24
		● 行政事務の効率化	… 26
		5 行政事務のデジタル化	… 26
		6 システムの標準化	… 28
		● デジタル社会に向けた基盤整備	… 30
		7 セキュリティ対策及び個人情報等の適正な取扱い	… 30
		8 デジタルインフラの整備・デジタルデバイドの解消	… 34
		9 業務継続性の確保・ICT人材の育成	… 36
		用語集	… 38
		資料集	… 44

1. 計画策定の趣旨

近年世界では、AI※やIoT※などの技術向上によりデジタルサービスが発展し、5G※の登場などによりネットワークの高速化、大容量化が進みました。また、スマートフォンなどのデジタルツールが人々の生活に深く浸透し、クラウド※によるサービスも広く一般に普及するなど、世界的なデジタル化の流れは今後さらに活発化していくと予想されます。

その一方で、マルウェア※やフィッシング詐欺※、標的型攻撃などによる個人情報流出など、サイバー攻撃は高度化、複雑化しており、いかに情報セキュリティ対策により未知の脅威から情報資産を守るかが深刻な課題となっています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、オンライン手続きへの移行の遅れや、テレワーク※下における書面、押印、対面の必要性の見直しなど、行政としてのデジタル化の遅れが社会全体として広く課題として認知されることとなりました。上尾市においても、オンライン手続きや事務のデジタル化などについて十分に進んでいる状況とはいえず、早急な取組が必要な状況です。

このような状況のなか、国はデジタル庁を創設し「行政のデジタル化」を一つの柱としてシステム標準化やマイナンバーカードの普及により、あらゆる手続きがオンラインでできる社会を目指すこととしました。

上尾市として、急速な社会情勢の変化に対応し、ICT分野における最新の動向を的確に捉えた取組を計画的に推進し、市民サービスの向上や行政事務のデジタル化を進めていくため、上尾市における今後のICT化の方向性を示す「上尾市ICT化推進計画」を策定します。



2. 計画策定の背景

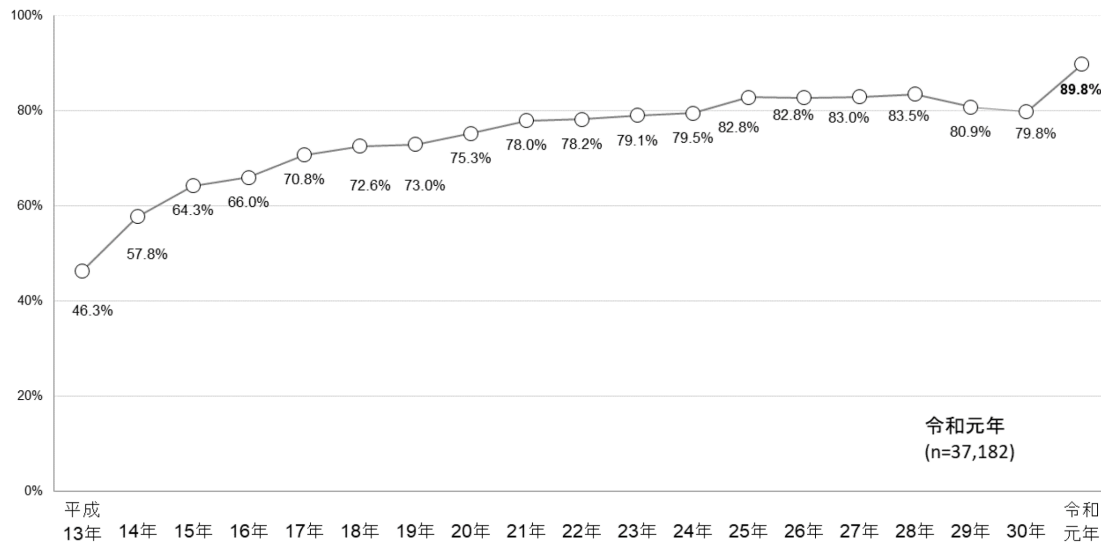
(1) ICT※の利用動向

近年、インターネットなどの情報通信技術における目覚ましい発展は、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしてきました。

総務省が発表した「令和元年通信利用動向調査」によると、インターネット利用者が全体の約9割に迫っており、年齢層別の利用率では、6～12歳及び60歳以上の年齢層で前回調査時よりも10ポイント以上伸びています。

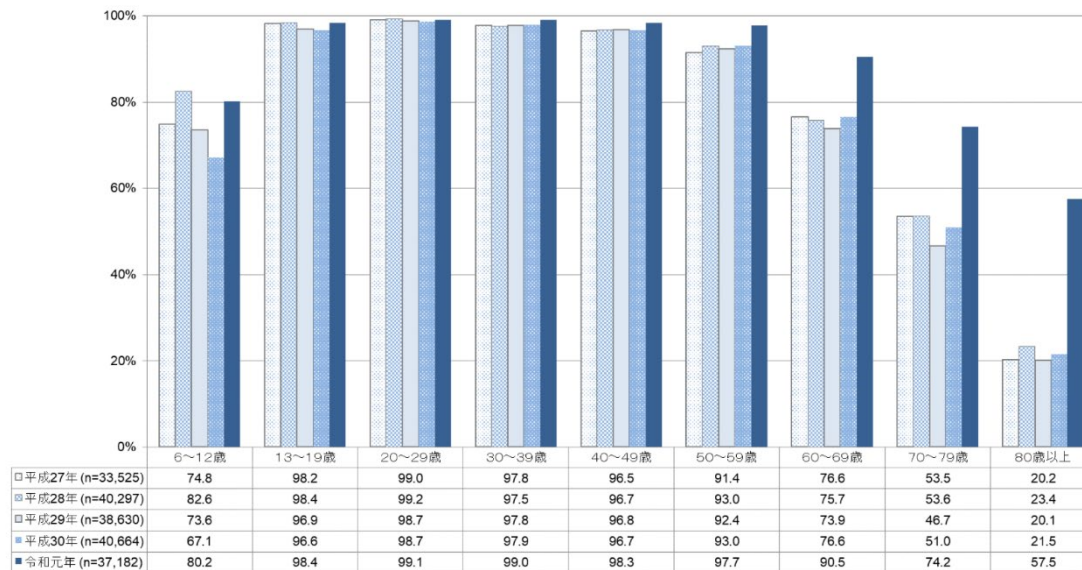


●インターネット利用状況



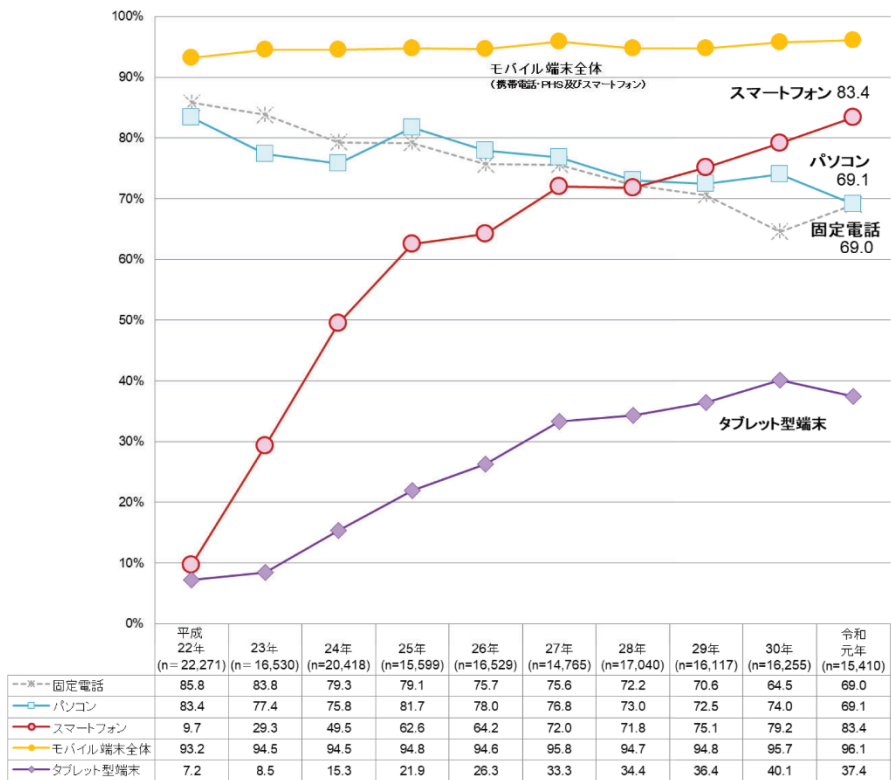
【出典】総務省「令和元年通信利用動向調査」

●年齢階層別インターネット利用状況の推移



【出典】総務省「令和元年通信利用動向調査」

●情報通信機器の世帯保有率の推移



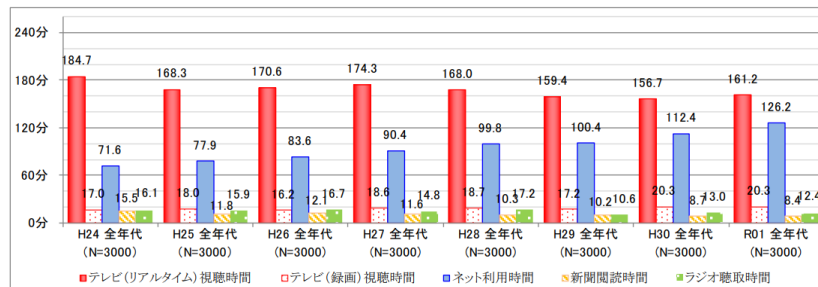
【出典】総務省「令和元年通信利用動向調査」



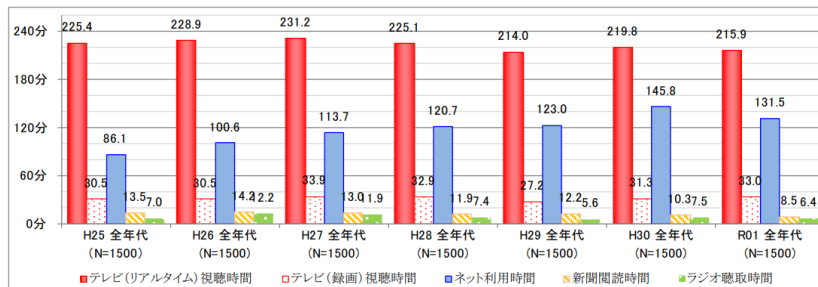
左図の「令和元年通信利用動向調査」（総務省）をみると、スマートフォン※を保有している世帯の割合が増加しており、令和元年の調査で初めて8割を超え、インターネットを利用するための情報機器としてスマートフォン※が最も使用されています。

メディア別の利用時間としては、インターネットの利用時間が増加し、一方で、新聞の利用時間が大きく減少していることから、主要な情報収集メディアが紙からデジタルに移行していることがわかります。

●【経年】[平日] 主なメディアの平均利用時間（全年代）



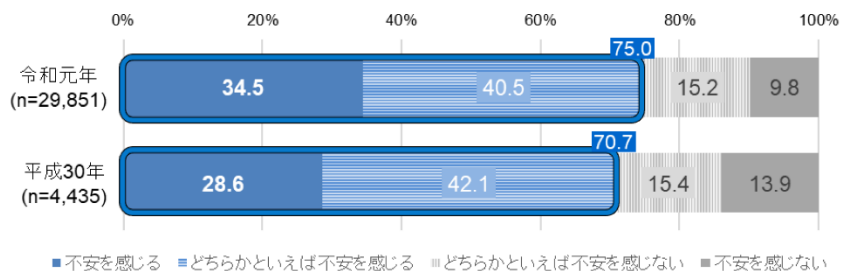
●【経年】[休日] 主なメディアの平均利用時間（全年代）



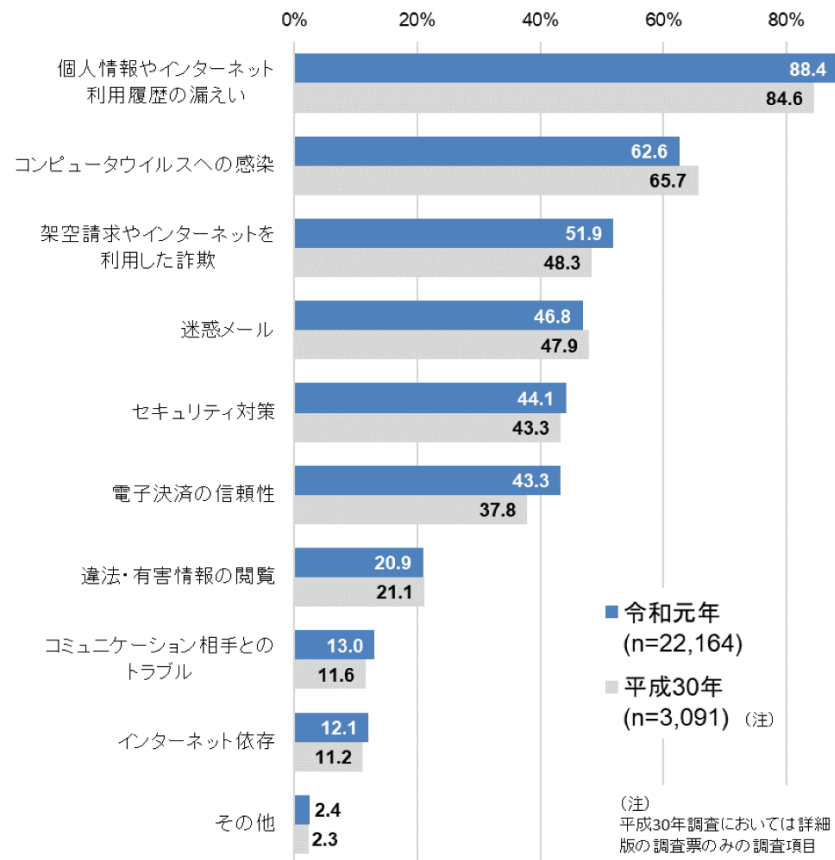
【出典】総務省情報通信政策研究所「令和元年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」

また、インターネットの利用時における不安を感じている人の割合も高くなっており、令和元年の調査では75%の人がインターネット利用に不安を感じているという結果となりました。

特に個人情報の漏えいやコンピュータウイルスへの感染、架空請求などのフィッシング詐欺※に対する不安を感じている人が多くなっています。



【出典】総務省 令和元年通信利用動向調査「インターネット利用上の不安の有無」

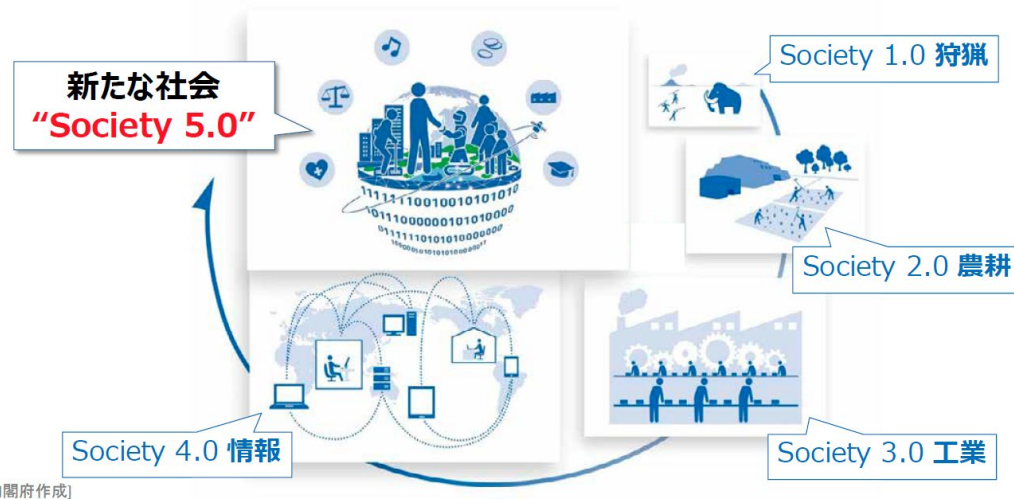


【出典】総務省 令和元年通信利用動向調査「インターネット利用で感じる不安の内容」

(2) Society5.0

Society 5.0 は、内閣府の第5期科学技術基本計画において、我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱されました。

Society 5.0 は、これまでの情報社会（Society 4.0）で課題となっていた知識や情報の共有、分野横断的な連携の不十分さを、IoT※やAI※、ビッグデータ※などの先端技術によるサービスで解決し、一人ひとりが快適に活躍できる社会を実現することを目的としています。



(3) SDGsの達成に向けた取組の推進

平成27年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、令和12年までの国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。

SDGsの達成に向けて、市民、企業、行政などのあらゆる関係者が協力して取組を進めていく必要があり、自治体にも大きな役割が期待されています。



(4) 計画策定に向けて

このような状況の中、情報通信システムはすでに、通信基盤から生活基盤へと変容しており、今後更なる技術革新で生まれるデジタル技術による社会変容が見込まれています。

本市においても、新たなICT※技術を積極的に活用することで、効果的かつ効率的な行政運営や、利便性の高い市民サービスの提供を図り、併せて、セキュリティ対策を考慮した、本市のデジタル社会の実現に向けた基本的な考え方を示す基本計画を策定することとしました。

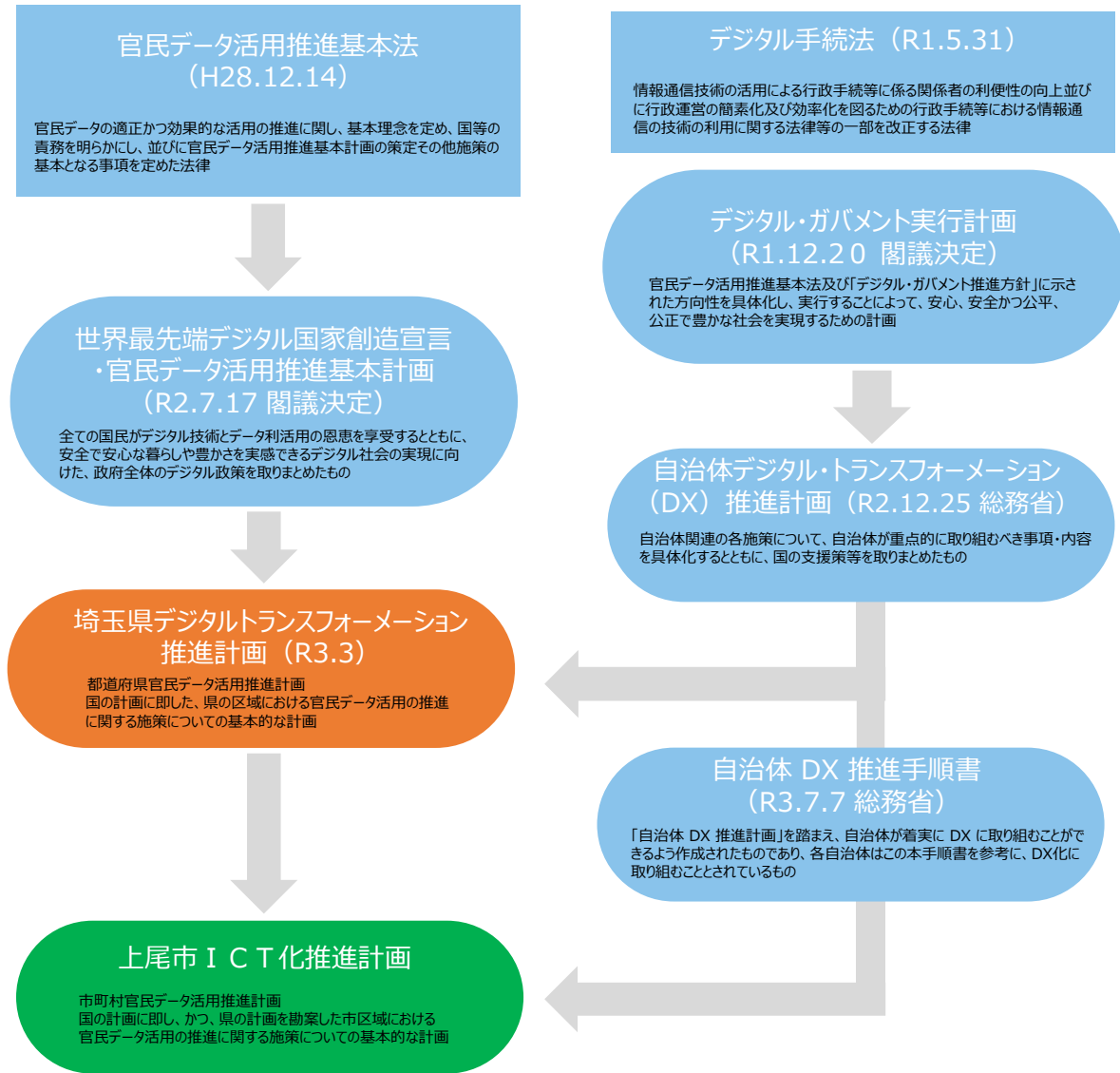
(5) 国の動向

平成28年12月に、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現を目的とした「官民データ活用推進基本法」が施行され、市町村においては、『都道府県官民データ活用推進基本計画』を勘案した『市町村官民データ活用推進計画』の策定が努力義務とされています。

さらに、総務省では、自治体がDX※の推進のために重点的に取り組むべき事項及び関係省庁による支援策などについて提示した『自治体DX推進計画』を令和2年12月に策定し、また令和3年7月にはこの計画を踏まえた『自治体DX推進手順書』を策定しました。これにより、自治体が自ら担う行政サービスについて、デジタル技術などを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図る自治体のDX※化の手順を示し、この手順に沿って進めていくよう求めています。

(6) 県の動向

埼玉県では、都道府県官民データ活用推進計画と、県におけるDX※の推進方針としての性格を併せ持つ『埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画』を令和3年3月に策定し、「行政手続のオンライン化」、「行政手続のデジタル化」、「デジタルインフラの整備」など、9つの施策を設定し、「快適で豊かな真に暮らしやすい埼玉県への変革」を目指し、計画的に行政のデジタル化を着実に推進することとしています。



3. 本市の現状と課題

(1) 本市の人口推移

本市の人口は、平成27年（2015年）の225,196人から、令和27年（2045年）に200,265人、緩やかに減少すると推計されています。

また、年齢3区分別人口では、平成27年は年少人口が12.7%、生産年齢人口が61.1%、老年人口が25.3%となっていますが、令和27年は年少人口が10.3%、生産年齢人口が52.6%と減少し、老年人口が37.1%と増加することが推計されています。

(2) 生活の変化

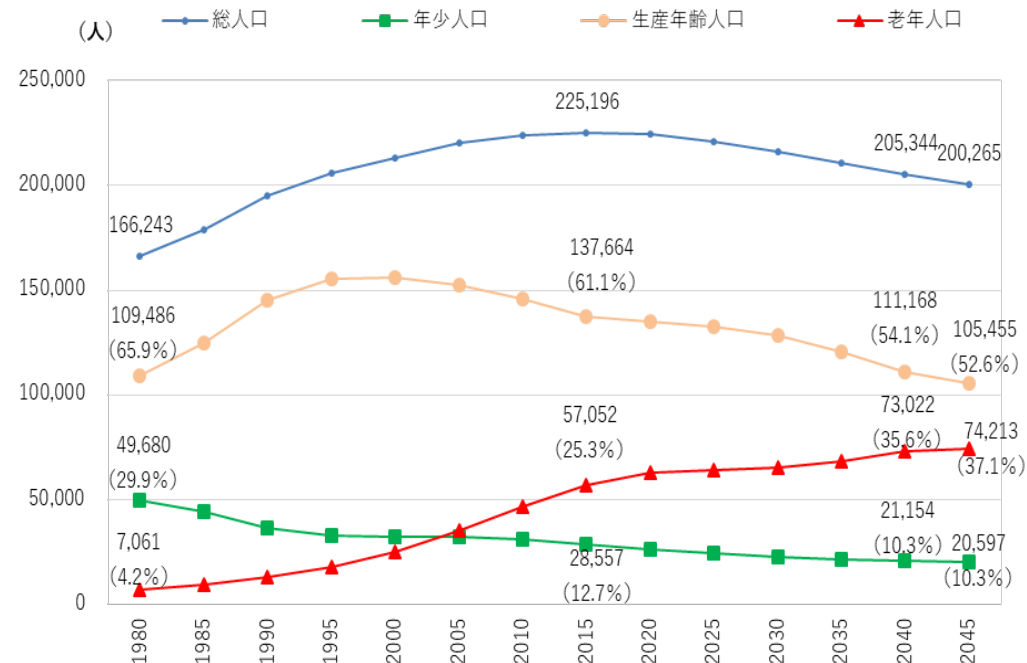
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、生活や働き方が大きく変化しました。行政サービスについても、この変化に対応していく必要があります。

(3) 課題解決にあたって

人口減少による市税収入の減少の一方で、高齢化による医療や介護などの社会保障関連経費の増加が見込まれ、本市の財政状況はより厳しい状況となることが必至であり、今後も安定的な行政運営を確保し、行政サービスの質を維持することが必要です。

また、新しい生活様式への対応としての非接触環境の整備など、新たなICT*技術を積極的に活用した課題解決が重要です。

上尾市ICT化推進計画により、ICT*を活用した行政サービスのデジタル化による市民の利便性向上や行政事務の効率化に向けた取組を実施していくことで課題の解決を図り、誰もが暮らしやすい上尾市への変革を目指します。



【出典】

総務省「国勢調査」平成27（2015）年
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」平成30（2018）年

※令和2（2020）年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30（2018）年3月）に基づく推計値

※年齢不詳者もいるため、年齢3区分別の構成比は必ずしも合計が100%になりません

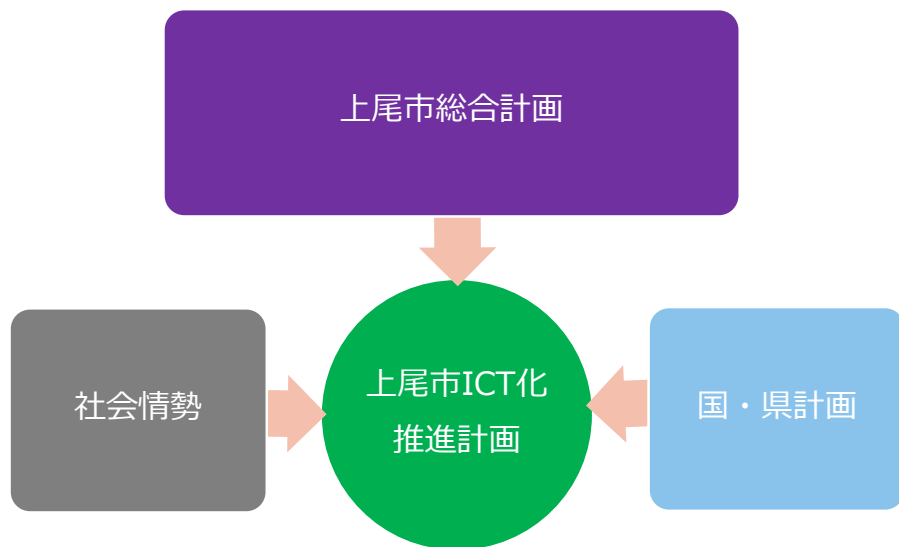
4. 推進方針

(1) 計画の位置付け

上尾市ICT化推進計画は、本市の市政運営の最上位計画である上尾市総合計画との整合性を確保した個別計画とします。

また、本計画は行政サービス及び行政事務のデジタル化による社会変革を目指す計画であるとともに、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画として位置付けます。

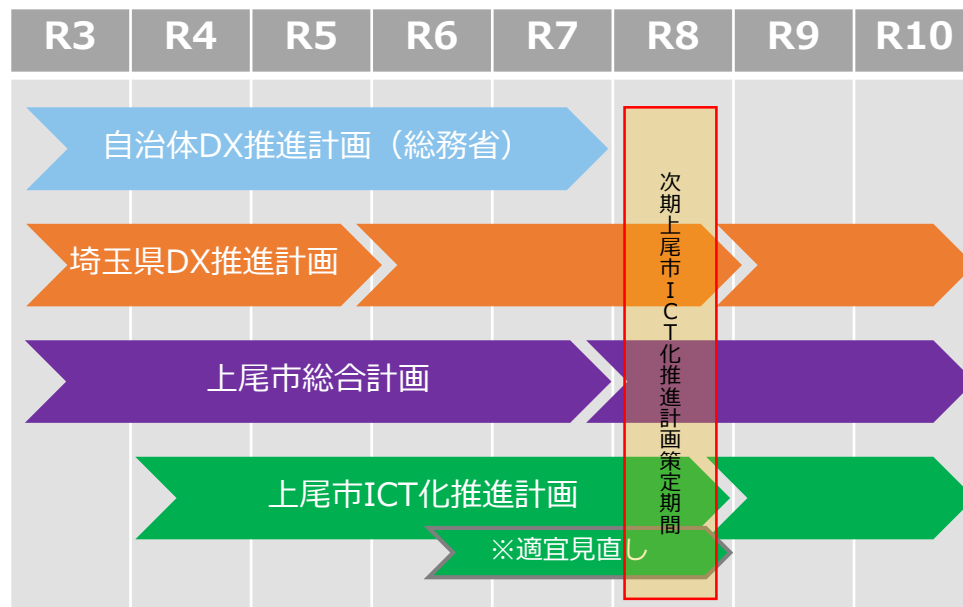
なお、学校におけるICT※の推進については、教育委員会において「学校ICT推進運営委員会」が組織され、「ICT化推進事業計画」により学校のICT※の推進及び活用について検討されていることから、本計画には規定しないものとします。



(2) 推進期間

本計画の対象期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。これは、第6次上尾市総合計画の前期基本計画期間が令和3年度から令和7年度までとされており、この前期基本計画の更新に合わせ、本計画の内容を更新するためです。

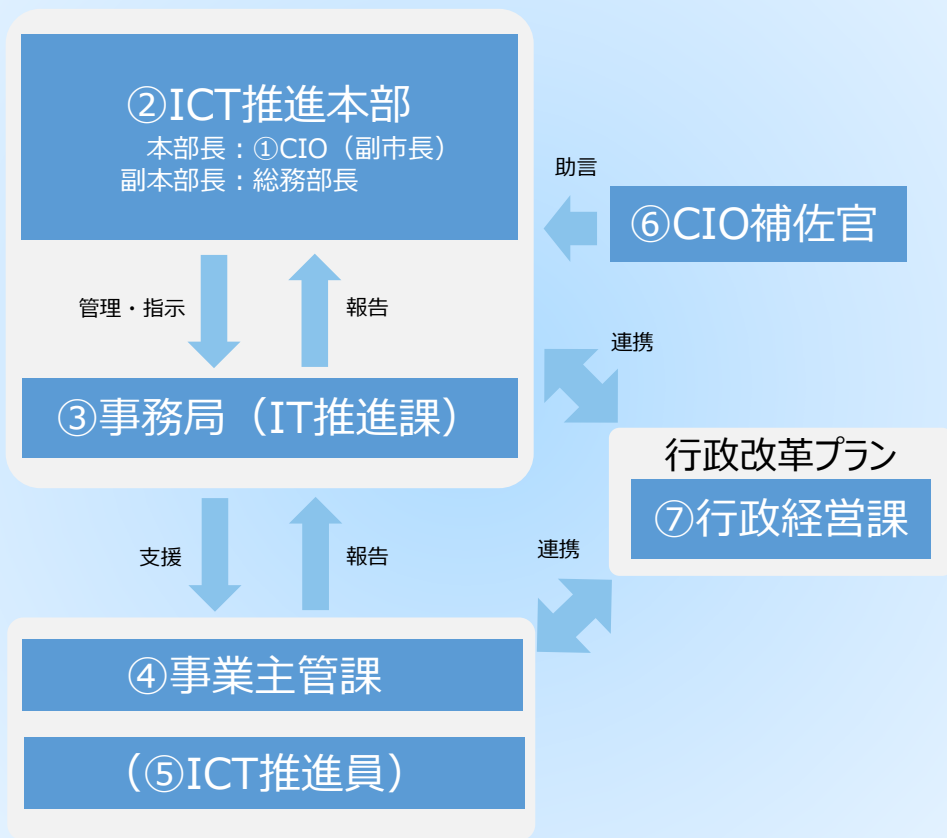
なお、情報通信技術の躍進は目覚ましいことから、社会状況の変化や国県等の動向を踏まえ、適宜見直し及び更新を行います。



(3) 推進体制

上尾市ICT化推進計画の推進にあたっては、庁内横断的に取組を進めることが重要であることから、CIO※（副市長）を本部長、総務部長を副本部長として、次長会議メンバーで構成されるICT推進本部を設置し、課題検討及び施策の企画立案を行い、進捗状況について適宜目標値を定めPDCAサイクルによる管理を行います。また、施策の実施にあたっては、事務局のサポートを得ながら、事業主管課が主体となって取り組みます。

推進体制イメージ



①CIO※

最高情報統括責任者（CIO:Chief Information Officer）は、庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう、副市長が兼任することとします。

②ICT推進本部

全庁的なICT推進を図るため、CIOを本部長、総務部長を副本部長とし、次長会議メンバーで構成します。

- ・ ICT推進に係る横断的な連絡調整
- ・ ICT推進に係る企画立案、進行管理、事業評価

③事務局（IT推進課）

本計画の推進のため、関係部署との調整及び支援などを行います。

- ・ 事業主管課の業務見直しに向けたヒアリングの実施
- ・ ICT※に係る情報提供（先進事例、国県の財源など）
- ・ 事業者の紹介
- ・ システム構築や運用の助言
- ・ ICT推進本部への事業報告

④事業主管課

実施事業の進行管理を行います。

- ・ 事業化、業務の見直し
- ・ 予算確保
- ・ ICTシステムの構築、運用
- ・ 事務局への事業報告

⑤ICT推進員

事務局の支援を受けICT※に取り組む特定の事業主管課が設置します。事務局との連携窓口となりICT※を推進します。

⑥CIO補佐官※

CIOのマネジメントを専門的知見から補佐できるよう、外部専門人材を登用します。

⑦行政経営課

上尾市行政改革プランの見地からICT※を推進します。

(4) 基本方針及び基本施策

基本方針

本市では、まちづくりの総合的な指針である「総合計画」を策定しており、これに沿ってさまざまな施策を展開しています。

「上尾市行政改革プラン」も施策の一つであり、この両計画では「持続可能な都市経営」、「持続可能な行政運営」がそれぞれの基本方針とされています。

上尾市ICT化推進計画の策定においても、将来的な少子高齢化や人口減少などに伴う様々な課題を克服し、安定的な行政運営を進めるため、「持続可能な行政運営」を基本方針とし、新たなICT技術の導入及び活用を推進し、行政事務の効率化と一層の行政サービスの向上を図ります。

持続可能な行政運営

ICT技術の導入及び活用を推進し、安定的な行政運営を確保することで、行政サービスの更なる向上を実現する。

市民の利便性向上

電子申請、アプリやAI※などデジタル技術を活用したデジタルサービスを充実することで、市民の利便性を向上します。

行政事務の効率化

行政事務のデジタル化やシステム標準化による事務の効率化を行います。

デジタル社会に向けた 基盤整備

セキュリティ対策による情報資産の安全性確保やデジタルインフラの整備、ICT人材の育成などを行います。

上尾市ICT化推進計画の主要な方向性を3つの基本施策として設定し、基本施策を細分化した9つの個別施策を下記のとおり設定します。それぞれの施策の観点で取組を行い、デジタル化を具現化していきます。

基本施策	個別施策
市民の利便性向上	1 行政手続のオンライン化
	2 デジタルサービスの充実
	3 マイナンバーカードの普及及び利活用の促進
	4 官民データ活用の推進
行政事務の効率化	5 行政事務のデジタル化
	6 システムの標準化
デジタル社会に向けた基盤整備	7 セキュリティ対策及び個人情報等の適正な取扱い
	8 デジタルインフラの整備・デジタルデバイドの解消
	9 業務継続性の確保・ICT人材の育成

個別施策1 行政手続のオンライン化

施策概要

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、市民がいつでも、どこでも、簡単に行政サービスの利用や手続が行えるよう、デジタル3原則の「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」の基本原則に則り、どのような手続がオンラインで可能であるか棚卸を行いつつ、押印や対面などオンライン化を阻害する要因の解消を行うとともに、業務プロセスの見直しを実施し、手続きのデジタル化を行うことで市民の利便性の向上、効率的な行政運営を目指します。

また、マイナンバーカードによる電子署名が必要な手続きについて国のスケジュールに従い電子化するとともに、それ以外の手続きについても国の指針などに基つき電子化していきます。

これにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式に対応することが可能となり、市民、職員の感染症対策にも効果が期待されます。

デジタル3原則

デジタルファースト

個々の手続が一貫して
デジタルで完結

ワンスオンリー

一度提出した情報は、
再提出不要

コネクテッド・ ワンストップ

複数手続などが1か所で実現

「デジタル手続法（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律）」より



現状

現在、本市でオンライン化している手続きは次のとおりです。

- ・電子申請
埼玉県電子申請システムを導入し電子申請を推進しており、電子申請可能な手続きは、「水道使用開始届」などがあります。
- ・マイナポータル※（ぴったりサービス）
マイナンバーカードによる電子署名が必要な手続きで、「妊娠届」や「児童手当等の現況届」などがあります。
- ・公共施設予約システム
公共施設の利用についてパソコンやスマートフォン※、携帯電話から予約が可能です。



マイナポータル（ぴったりサービス）



上尾市電子申請サイト

個別施策1 行政手続のオンライン化



課題

現在、本市では電子申請を行うためのプラットフォームとして、マイナポータル※のびったりサービス、埼玉県電子申請システム、公共施設予約システムの3つが利用可能ですが、電子申請可能な手続きは自治体で行う手続全体のなかでは非常に限られたものとなっています。

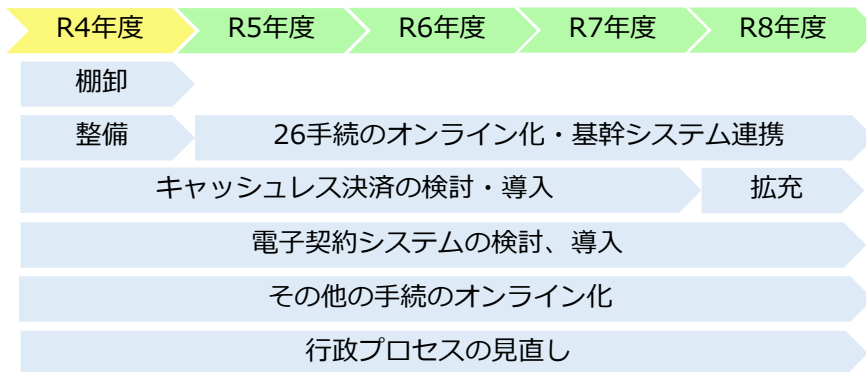
電子申請を推進するためには国の標準システムへの移行を進めるとともに、マイナポータル※のびったりサービスを利用した電子申請の導入及び手続の簡素化を進めていく必要があります。

そのためには、BPR※を実施し、行政手続きに関する業務フローの見直しを行うことが重要です。

なお、国は令和4年度末までに、子育て関係と介護関係の26手続について、マイナポータル※と基幹システム※を連携させ、オンライン接続を目指すとしており、本市においても実施に向け、整備を行います。

また、26手続以外の申請についても、共同利用している電子申請システムを活用し、オンライン申請が可能となる事務について推進及び拡充を図っていきます。

スケジュール



上尾市電子申請一覧

電子申請システム	マイナポータル
<ul style="list-style-type: none"> 行政文書の公開の請求 行政文書の公開の申出 特例転出届 犬の死亡届 水道使用開始届 水道使用中止届 水道中止開始届 水道料金納付書等の送付先変更 上尾市会計年度任用職員採用申込（登録） 道路損傷通報システム 国民健康保険被保険者証等再交付申請 国民健康保険加入期間証明書交付申請 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請 国民健康保険特定健康診査受診券再交付申請 後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書の提出 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証再交付申請書の提出 後期高齢者健康診査受診券再交付申請書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届 児童手当等の額の改定の請求及び届出 児童手当等に係る寄附の申出 未支払の児童手当等の請求 受給事由消滅の届出 氏名変更／住所変更等の届出 児童手当等に係る寄附変更等の申出 児童手当等の現況届 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 保育認定の申請 保育施設等の利用申込（入所申込） 保育施設等の現況届（継続利用の申請）

※電子申請だけで申請が完結しない手続もあります。

令和3年3月時点

個別施策1 行政手続のオンライン化



具体的な取組①

No	事業名	実施区分	概要
1	住民票・戸籍謄本等の コンビニ交付※	継続	<p>マイナンバーカードを利用した、住民票や印鑑登録証明書、戸籍謄本等の各証明書を、コンビニエンスストアなどに設置してある「マルチコピー機」から取得できるようになっています。</p> <p>令和3年8月のコンビニ交付割合は、16,874件中1,533件、9.08%となっており、前年同月の4.27%、前々年同月の2.41%と比較して、増加傾向となっています。今後も、コンビニ交付割合を増やすべく、マイナンバーカードの普及促進を図っていきます。</p>
2	キャッシュレス決済※	拡充	<p>すでに市税の納付については、キャッシュレス決済※を導入しているところです。今後はキャッシュレス決済※の種類を増やすことや、各種申請の手数料などについてキャッシュレス決済※の導入を進めていきます。</p> <p>市税の納付においては、以前から導入している電子マネー「LINE Pay」「PayPay」に加え、令和3年10月から「d 払い」「au PAY」「J-Coin Pay」を導入しました。</p>
3	押印の廃止	検討	<p>令和3年4月に各部署にて押印の見直し（廃止）を検討したところ、内部事務を含めて約1,000の事務において押印の見直しが必要であるという結果となりました。各申請などへのオンライン化には押印廃止は重要な政策であり、押印の見直しが必要であるとされた事務のうち、オンライン申請が可能となる事務を把握し、オンライン申請への拡充を検討します。</p>
4	電子契約	検討	<p>電子署名を用いることにより、契約を電子化することで、電子決裁と同様の効果が見込まれます。また、契約の相手方である事業者の事務負担や所要時間の削減が期待できます。</p>

個別施策1 行政手続のオンライン化



具体的な取組②

No	事業名	実施区分	概要
5	マイナポータル※の活用	継続	<p>市では、マイナポータル※のぴったりサービスを活用した子育て関係のオンライン申請やコンビニ交付※サービスの提供などを行ってきましたが、引き続き国が進めるマイナンバーカードの利活用を踏まえた取組を進めます。なお、国は令和4年度末までに、マイナポータル※と基幹系システム※のオンライン接続を行う方向性を示しています。本市においても、対象の行政手続（子育て関係<15手続>、介護関係<11手続>）のオンライン化を整備していきます。</p> <p>なお、第6次上尾市総合計画において、令和7年までのマイナポータル※のぴったりサービスによる電子申請件数の目標値を679件と定めています。</p>
6	埼玉県電子申請システム	拡充	<p>埼玉県が運用している県内市町村が共同利用する埼玉県電子申請システムに参加し、電子申請による申請受付を実施しています。</p> <p>今後もマイナポータル※とともに、主に個人認証を必要としない申請について利用を推進します。</p>
7	公共施設予約システム	継続	<p>クラウド※サービスにて公共施設予約システムを運用しており、市内の公民館や公園など31施設について公共施設予約システムを通して予約受付を行っています。今後もシステムを継続して運用するとともに、利用者の利便性向上に努めていきます。</p>

個別施策2 デジタルサービスの充実



施策概要

上尾市WebサイトやSNS※、市民向けアプリなど、様々なデジタルサービスを活用し、生活に役立つ情報や重要なお知らせをタイムリーに発信していきます。また、IoT※（モノのインターネット）やAI※など新技術の活用を促進し、利便性の高いデジタルサービスの充実を図ります。

現状

本市では下記のとおりWebサイトやSNS※などのデジタルツールを通じて情報発信を行っています。なお、現在、SNSなどの活用にあたって、公表・公開することを前提とする情報や第三者が知り得ても問題のない情報のみを扱っています。



上尾市Webサイト



SNS

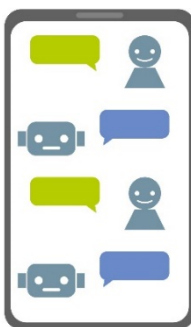
Webサイト	SNS	その他
<ul style="list-style-type: none"> 上尾市Webサイト 消防本部 上下水道部 市議会 教育委員会 図書館 など 	<ul style="list-style-type: none"> Twitter LINE Facebook 	<ul style="list-style-type: none"> メールマガジン ごみ分別アプリ 広報誌アプリ バスロケーションシステム Yahoo!防災速報アプリ など



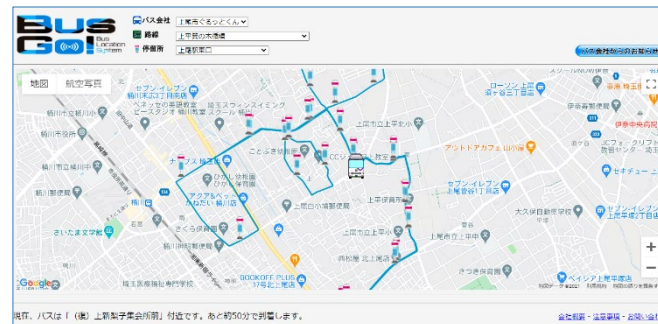
アプリ



手続きナビ



AIチャットボット※



バスロケーションシステム「Bus Go！」

個別施策2 デジタルサービスの充実



課題

これまでもWebサイトやSNS※、市民向けアプリなどにより市民に最適な情報やサービスの提供を行ってきましたが、今後は更に多くのSNS※やアプリのデジタルサービス、AI※などによる新技術を利用したサービスが登場し広まっていくと考えられます。常に最新のデジタルサービスについて情報収集を行い、またニーズを把握することで、効果的に情報発信していくことが重要です。

スケジュール

R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度

Webサイト・SNSにおける情報発信の運用・拡大

アプリによる情報発信の拡充

AI チャットボット検証・導入



上尾市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、分別方法を手軽に検索したり、資源やごみの収集日をお知らせしたりする機能が付いたアプリです。

スマートフォン※などにインストールすれば、無料で利用できますので、ぜひご利用ください。



App Store
からダウンロード



GET IT ON
Google Play

個別施策2 デジタルサービスの充実



具体的な取組①

No	事業名	実施区分	概要
1	WebサイトやSNS※を通じての情報発信	継続	<p>現在市の情報を公開しているWebサイトについて、市民の方がより手軽にわかりやすい情報を入手することができるよう改善に努めていきます。</p> <p>また、TwitterなどのSNS※については、更に多くの部署において、より幅広い情報を発信していけるよう推進します。</p> <p>なお、第6次上尾市総合計画において、令和7年までの市の公式SNS※の登録者数の目標値を、13,865人（令和2年3月）から、28,000人にするとしています。</p>
2	AIチャットボット※	検討	<p>スマートフォン※やパソコンで24時間365日いつでも、どこでも、市への多種多様な問い合わせが可能なAIチャットボット※について情報収集を行います。</p> <p>また、埼玉県にて共同クラウドの導入を検討中であり、県の動向を見守りながら、導入を検討していきます。</p> <p>AIチャットボット※を利用することにより、受付時間以外でも自動応答が可能となり、市民の利便性の向上や、行政の業務効率化を図ることが可能となります。</p>
3	手続きナビ	検討	<p>インターネットから手続きを選び、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きや必要書類を洗い出し教えてくれる機能をもった手続きナビシステムについて情報収集し、導入を検討します。</p>
4	デジタルサイネージ※	継続	<p>自治体の公共施設における従来の情報伝達手段は、広報誌や掲示板へのポスターの掲示、チラシやリーフレットの配布がメインでした。デジタルサイネージ※では、市役所の各部署から基本的な利用案内、各種手続きの説明、緊急・防災情報、イベント情報、観光情報もタイムリーに配信することが可能となります。</p>

個別施策2 デジタルサービスの充実



具体的な取組②

No	事業名	実施区分	概要
5	埼玉県コバトン健康マイレージ	継続	「埼玉県コバトン健康マイレージ」は、スマートフォン※アプリや専用の歩数計を使ってウォーキングを楽しく行い、健康づくりを進めていく埼玉県が実施する事業です。歩いた歩数はポイント化され、一定以上のポイントが貯まると、年4回の特産品が当たる抽選会に自動でエントリーできます。本アプリの利用により市民の健康増進の効果が期待されます。
6	上尾市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」	継続	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、分別方法を手軽に検索したり、資源やごみの収集日をお知らせしたりする機能が付いたアプリです。
7	“ぐるっとくん”バスロケーションシステム「BusGO!」	継続	バスロケーションシステム「BusGO!」は、専用のWebサイトにて、市内循環バス“ぐるっとくん”がどこを走っているか、あと何分でバス停に到着するかを確認することができます。パソコン又はスマートフォンから閲覧することができます。
8	「Yahoo!防災速報アプリ」を活用した防災情報の配信	継続	災害発生時や台風接近時などに、避難所の開設状況や注意喚起の情報を配信するアプリです。
9	『広報あげお』の電子化	継続	上尾市Webサイトにて、デジタルブック※版『広報あげお』を閲覧できます。また、全国の広報誌を閲覧できるアプリ「マチイロ」にて『広報あげお』の閲覧が可能です。

個別施策2 デジタルサービスの充実



具体的な取組③

No	事業名	実施区分	概要
1 0	OPAC（図書館資料検索・予約システム）	継続	館内利用者用端末「OPAC（Online Public Access Catalog）」により図書館資料の検索・予約ができます。
1 1	WebOPAC（オンラインによる図書館資料検索・予約システム）	継続	パソコンやタブレット、スマートフォンなどにより図書館資料の検索・予約ができます。
1 2	上尾市電子図書館サービス	継続	パソコンやタブレット、スマートフォンなどで、電子書籍をいつでもどこでも借りて読むことができるサービスです。自宅にいながら約31,000点（青空文庫等を含む）の中からお好みの本を選んで読書を楽しむことができます。

個別施策3 マイナンバーカードの普及及び利活用の促進

施策概要

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものであり、国では今後その普及と利活用を強力に促進することとしています。

国の補助金等を活用しながら、臨時交付窓口や出張申請など、マイナンバーカードの普及促進について検討していきます。

また、マイナンバーカードの普及促進により、行政手続きのオンライン化やデジタルサービスの充実などとの相乗効果が期待されます。

あわせて、マイキープラットフォーム※を活用した多機能化などについて情報収集を行い、マイナンバーカード利活用について拡充を検討していきます。

現状

マイナンバーカードの受取時間の延長や臨時窓口の開設、マイナンバーカード申請書の再配布を実施したほか、電子予約システムの導入を実施し、利便性向上に努めてきました。マイナンバーカードの申請や交付における利便性向上の取組について、今後も継続して実施します。

課題

上尾市民のマイナンバーカード取得状況は36.7%（令和3年9月現在）となっており、3人に1人強の割合に留まっています。

スケジュール

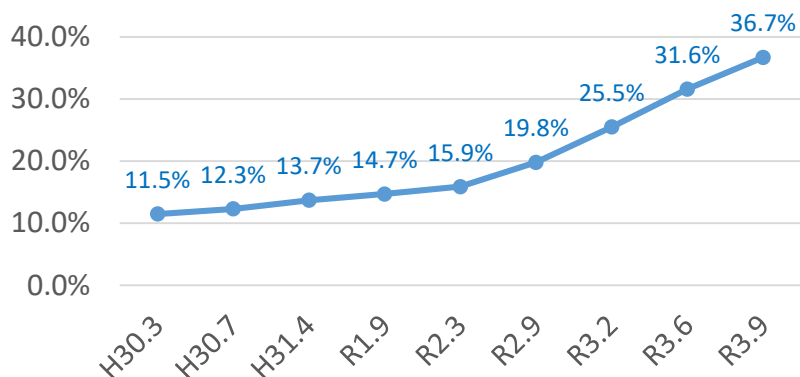
R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度

マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードの多機能化

上尾市マイナンバーカード

交付率



数値は総務省ホームページより抜粋



マイナちゃん

ずっと昔から日本に住んでいた
シロウサギの妖精

個別施策3 マイナンバーカードの普及及び利活用の促進



スマートフォンアプリ



マイナポータルAP

マイナンバーカードを利用して、行政サービスログインや電子申請時の署名などを行うアプリケーション。

JPKI利用者ソフト

マイナンバーカードに搭載される電子証明書（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書）の利用や、電子証明書の内容を表示する機能、有効性の確認をする機能（利用者クライアントソフト）を提供するアプリケーション。



個別施策3 マイナンバーカードの普及及び利活用の促進



マイナンバーカード利活用

No	用途	活用
1	個人番号を証明する書類として	マイナンバー（個人番号）の提示が必要な様々な場面で、マイナンバー（個人番号）を証明する書類として利用できます。
2	各種行政手続きのオンライン申請	マイナポータル [※] へのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できます。
3	本人確認の際の公的な身分証明書	マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。
4	各種民間のオンライン取引に	オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになります。
5	コンビニなどで各種証明書を取得	コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。
6	様々なサービスを搭載した多目的カードとして	<p>国において、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳などとの一体化を推進しています。健康保険証利用のほか、お薬手帳、ハローワークカード、ジョブ・カード、教員免許状、運転経歴証明書、障害者手帳、各種カードや書類などについても、マイナンバーカードとの一体化を検討しています。</p> <p>また、地方公共団体の行政サービスにおいて、図書館カードや印鑑登録証などをマイナンバーカードと一体化した先事例が紹介されています。さらに、民間サービス等においても、社員証や診察券など、多様な活用を推進するほか、たばこ自動販売機のタスポ方式に加えてマイナンバーカード方式について、マイナンバーカードの普及にあわせ、業界団体における開発及び導入を検討しています。</p>

参考：総務省HP、内閣府デジタル・ガバメント閣僚会議

個別施策4 官民データ活用の推進



施策概要

埼玉県は平成28年3月にオープンデータ※のポータルサイトを開設し、本市では県ポータルサイトを利用して保有するデータのオープンデータ※を公開してきました。

DX※の実現に当たり、行政が保有する情報をデジタル化し、データを様々な主体が容易に活用できるよう、より積極的なデータ公開に取り組みます。

さらに、データの価値や品質をより良いものとするため、データの自動公開や LOD※（Linked OpenData）での公開、ビッグデータ※の活用について推奨していきます。

現状

埼玉県オープンデータ※ポータルサイトに、令和3年6月時点で6種類のデータを公開中です。

課題

民間での行政データの活用に向けて、オープンデータ※のデータの種類を増やすようつとめるとともに、より活用しやすい形式での公開を検討したり、最新のデータを提供できるようにしたりするなど、データ品質についても向上を図っていく必要があります。

スケジュール

R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度

行政情報のオープンデータ公開

公開可能なデータの棚卸

データ品質向上の取組

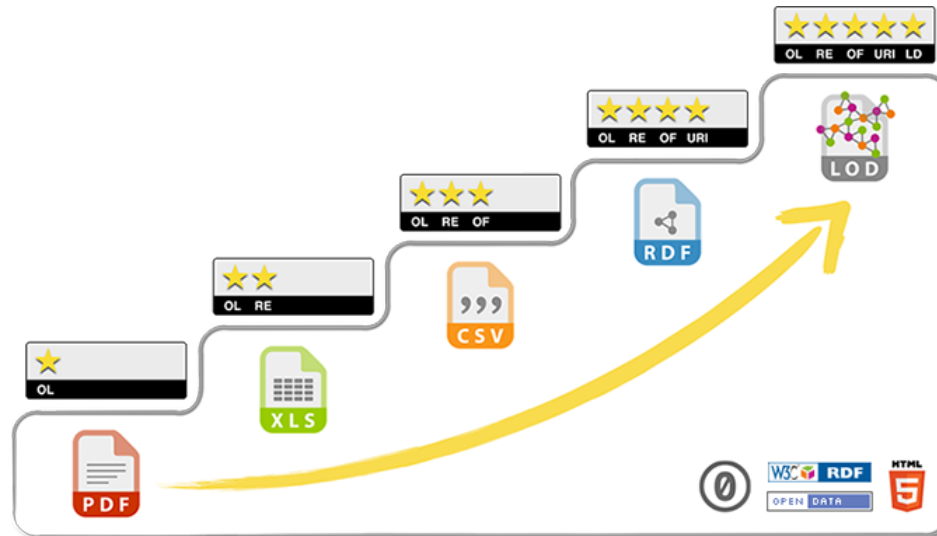


埼玉県オープンデータポータルサイト

個別施策4 官民データ活用の推進



Webの発明者でありLinked Dataの創始者でもあるティム・バーナーズ＝リーは、以下のようにオープンデータ※のための5つ星スキームを提案しています。
本市においてもこのスキームに則りオープンデータ※のデータ品質向上に努めます。



★	(どんな形式でも良いので) あなたのデータをオープンライセンスでWeb上に公開しましょう
★★	データを構造化データとして公開しましょう (例: 表のスキャン画像よりもExcel)
★★★	非独占の形式を使いましょう (例: ExcelよりもCSV※)
★★★★	物事を示すのにURI※を使いましょう, そうすることでほかの人々があなたのデータにリンクすることができます (例: インターネット上の住所であるURLを提示する)
★★★★★	あなたのデータのコンテキストを提供するためにほかのデータへリンクしましょう

5 ★ オープンデータWebサイト (<https://5stardata.info/ja/>) より抜粋

個別施策5 行政事務のデジタル化



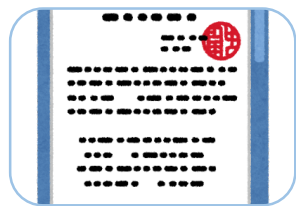
施策概要

人口減少が見込まれる本市において、より少ない職員で行政運営のパフォーマンスを維持又は向上させることが求められ、さらに、職員数を増やせない中で、新規の政策課題の対応に充てる職員を確保する必要があります。

そのため、AI※やRPA※、電子決裁などのデジタル技術を活用することにより、定型的な業務の負担を軽減し、職員にしかできないコア業務に人的資源を注力できる環境の構築を目指します。

この取組は、情報システムの標準化や行政手続のオンライン化と並行して進めることで、行政事務の効率化の相乗効果が期待できます。

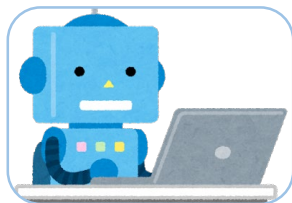
また、ノーコードやローコードツール※といった、注目を集めているデジタルツールを効果的に活用できるよう、情報収集に努めます。



電子決裁



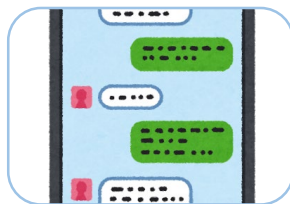
Web会議



AI・RPA



ペーパーレス会議



ビジネスチャットツール

現状

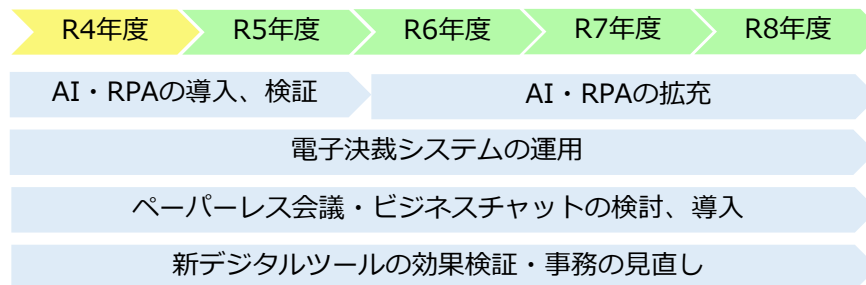
AI-OCR※、RPA※の実証実験（令和2年度、令和3年度）を実施しています。

課題

行政事務のデジタル化においても、BPR※を行う必要があります。現行業務を可視化し、コア業務と定型業務の整理を行ったうえで、業務プロセスの見直しを行うことのほか、業務の課題やデジタル技術の導入目的を明確にすることが重要です。

また、デジタル技術を効率的に運用していくために、デジタル人材の育成を行うことや、数あるデジタル技術の中から、目的達成に何が最適なのか選定する必要があります。

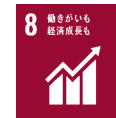
スケジュール



本文中に※印がある用語は巻末の用語集に解説があります。

個別施策5 行政事務のデジタル化

具体的な取組



No	事業名	実施区分	概要
1	AI・RPA	拡充	機械学習の機能をもったAI※システムの利用や、RPA※による定型作業などの自動化を行うことで、事務作業を効率化することができます。 令和2年度及び令和3年度に一部の部署が先行して導入し、実証実験を行いました。この結果を踏まえ、全庁展開を推進します。
2	電子決裁	継続	決裁文書を紙から電子にすることで、所要時間の短縮だけでなく、紙文書を管理するための保管スペースや経費を削減することができます。また、在宅勤務等のテレワーク※で活用できます。
3	Web会議	継続	WEB会議システムにより、遠隔での打合せや会議を行うことができます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度から利用件数が増加したことから、利用環境の整備を行っています。
4	ペーパーレス会議	検討	庁内インターネット系ネットワークを無線LAN化することや、タブレットなどの導入をすることで、会議で使用する資料を印刷せずに、PCやタブレットなどで資料を閲覧するペーパーレス会議が可能となります。
5	ビジネスチャットツール	検討	仕事のコミュニケーションを円滑化できます。また、テレワーク※中の職員間のコミュニケーションツールとしても活用できます。

個別施策6 システムの標準化



施策概要

自治体における情報システムは、これまで住民ニーズへの対応や利便性向上の観点から、各自治体が各々カスタマイズを行ってきた結果、その発注や維持管理、制度改正対応などについて個別対応が必要となり、自治体ごとに人的、財政的負担が生じています。また、同一ベンダ[※]のシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なるなど、共同クラウドへの移行を妨げています。さらに、自治体ごとに様式や帳票が異なることは、それらを利用する住民や企業等の負担にも繋がっています。

このような課題を解決するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（標準化法）が令和3年9月1日施行され、政令で特定される標準化の対象となる事務について、国が定めた標準化基準（データ項目や形式、機能や様式、帳票など）に適合した標準準拠システムを利用することが義務付けられました。また、地方自治体は、国による全国的なクラウド[※]（ガバメントクラウド）を活用して情報システムを利用することが努力義務となっています。

システムの標準化は、自治体が情報システムを個別にカスタマイズする必要がなくなることから、人的、財政的負担が減少し、システム間のデータ移行が円滑化することによりベンダ[※]の切替が容易になることが考えられます。また、標準化システムとマイナポータル[※]のびったりサービスとの接続など、行政手続のオンライン化に寄与するシステム連携が今後行われ、住民の利便性の向上に資することとなります。そして、標準準拠システムの利用に合わせて、業務フローを見直すことで、システムの共同運用、AI[※]・RPA[※]等のデジタル技術の活用がしやすくなり、行政運営の効率化にも資することとなります。

本市においても、国の動向や標準準拠システムの開発状況に注視しながら、システムの標準化及びクラウド[※]化を目指します。

■標準化対象システム

現在、国から示されている標準化対象システムは、下表のとおり自治体の主要な20業務を処理するシステムとされていますが、情報システムによる処理の内容が各自治体において共通しているという観点などから、これら以外の業務を処理するシステムについても今後追加される可能性があります。

No.	業務名	No.	業務名
1	児童手当	11	戸籍
2	子ども・子育て支援	12	就学
3	住民基本台帳	13	健康管理
4	戸籍の附票	14	児童扶養手当
5	印鑑登録	15	生活保護
6	選挙人名簿管理	16	障害者福祉
7	固定資産税	17	介護保険
8	個人住民税	18	国民健康保険
9	法人住民税	19	後期高齢者医療
10	軽自動車税	20	国民年金

個別施策6 システムの標準化



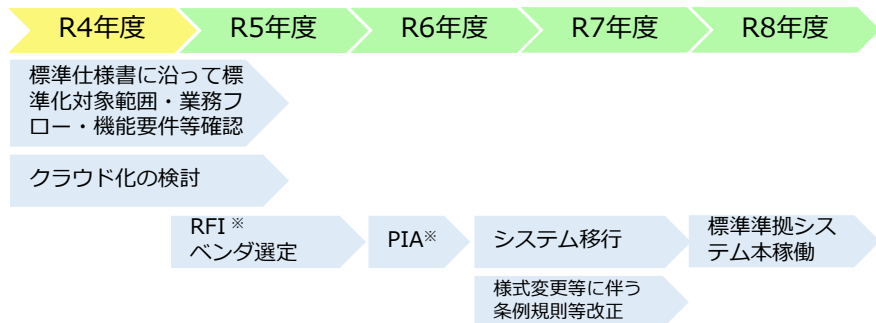
課題

今後、標準化法に基づき、全ての自治体が令和7年度を目標時期として標準準拠システムへ移行する必要があります。短期間に集中してシステムの移行を行うことから、全庁的な体制整備や綿密な移行計画を策定し、事務負担を平準化することが重要です。

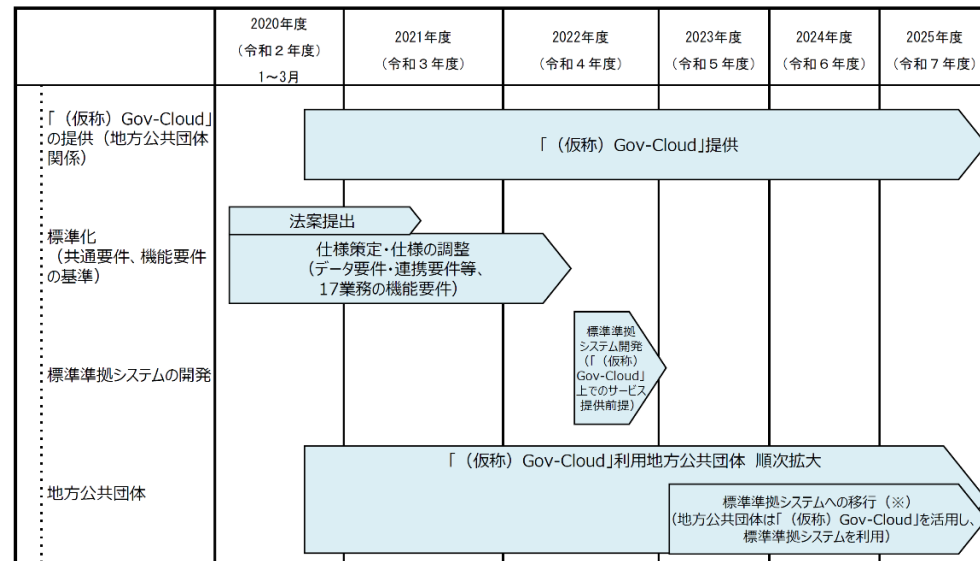
標準化の取組は、自治体が足並みを揃えることで大きな効果が得られることから、自治体間でテストやデータ移行時期の調整が生じることが考えられます。また、関係府省が標準仕様書を作成しており、各自治体はその検討状況を注視しながらシステム移行対象や範囲、それらに関する現行ベンダ※や契約内容の把握を行うなど、スケジュールに余裕をもって標準化に取り組む必要があります。

標準仕様書においては、システムの機能要件に加え、様式要件、帳票要件があることから、必要に応じて条例や規則改正が必要になります。さらに、同書には参考として機能要件に対応した標準的な業務フローを示すこととされており、現在の業務フローなどの見直しを行うことが重要です。そのため、新たな業務フローに基づく、全庁的なBPR※に取り組むことも考えられ、標準化は単なるシステム移行に留まらない取組であることに留意が必要です。

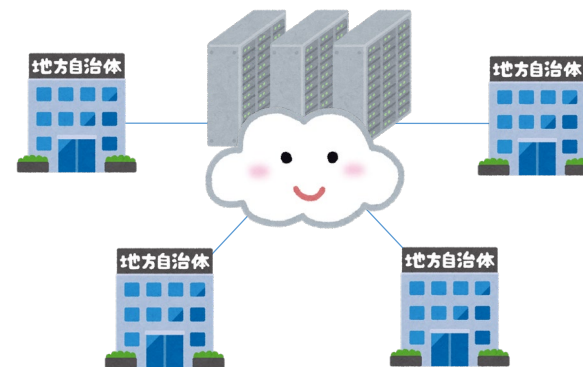
スケジュール



自治体情報システムの標準化・共通化・ガバメントクラウド活用スケジュール



【出典】 デジタルガバメント実行計画 (令和2年12月25日閣議決定)



個別施策7 セキュリティ対策及び 個人情報等の適正な取扱い スケジュール

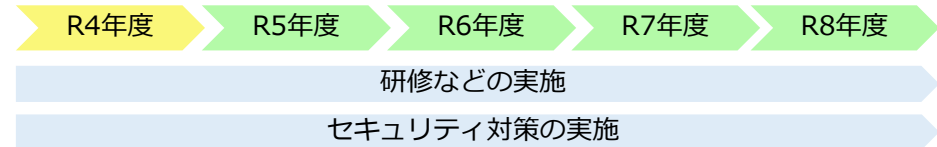


施策概要

市では、法令などにに基づき、住民の個人情報など、重要情報を多数保有するとともに、ほかに代替することができない行政サービスを提供していることから、情報セキュリティ対策を講じて、その保有する情報を守り、業務を継続していくことが必要です。

今後、各種手続のオンライン利用の本格化や情報システムの高度化など、電子自治体が進展することにより、情報システムの停止などが発生した場合、重大な支障が生じる可能性も高まります。また、マルウェア※感染、DDoS攻撃※、不正アクセスの増加などサイバーセキュリティ上の脅威は増大しています。

これらの事情から、情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに対策レベルを一層強化していくことが必要です。さらに、未然防止のみならず、情報セキュリティインシデントが発生した場合の拡大防止や迅速な復旧、再発防止の対策を引き続き講じていきます。



現状

現在、本市で取り組んでいるセキュリティ対策は以下のとおりです。

- ・全職員を対象としたセキュリティチェックの実施
- ・所属のセキュリティ管理者、担当者を対象としたセキュリティ研修の実施
- ・情報セキュリティポリシー※の制定
- ・CSIRT※の設置（情報セキュリティインシデントに対応するための体制）

※CSIRT : Computer Security Incident Response Team

課題

全職員が、情報セキュリティの知識を持ち、市民の個人情報等を適正に取り扱うスキルを高める必要があります。

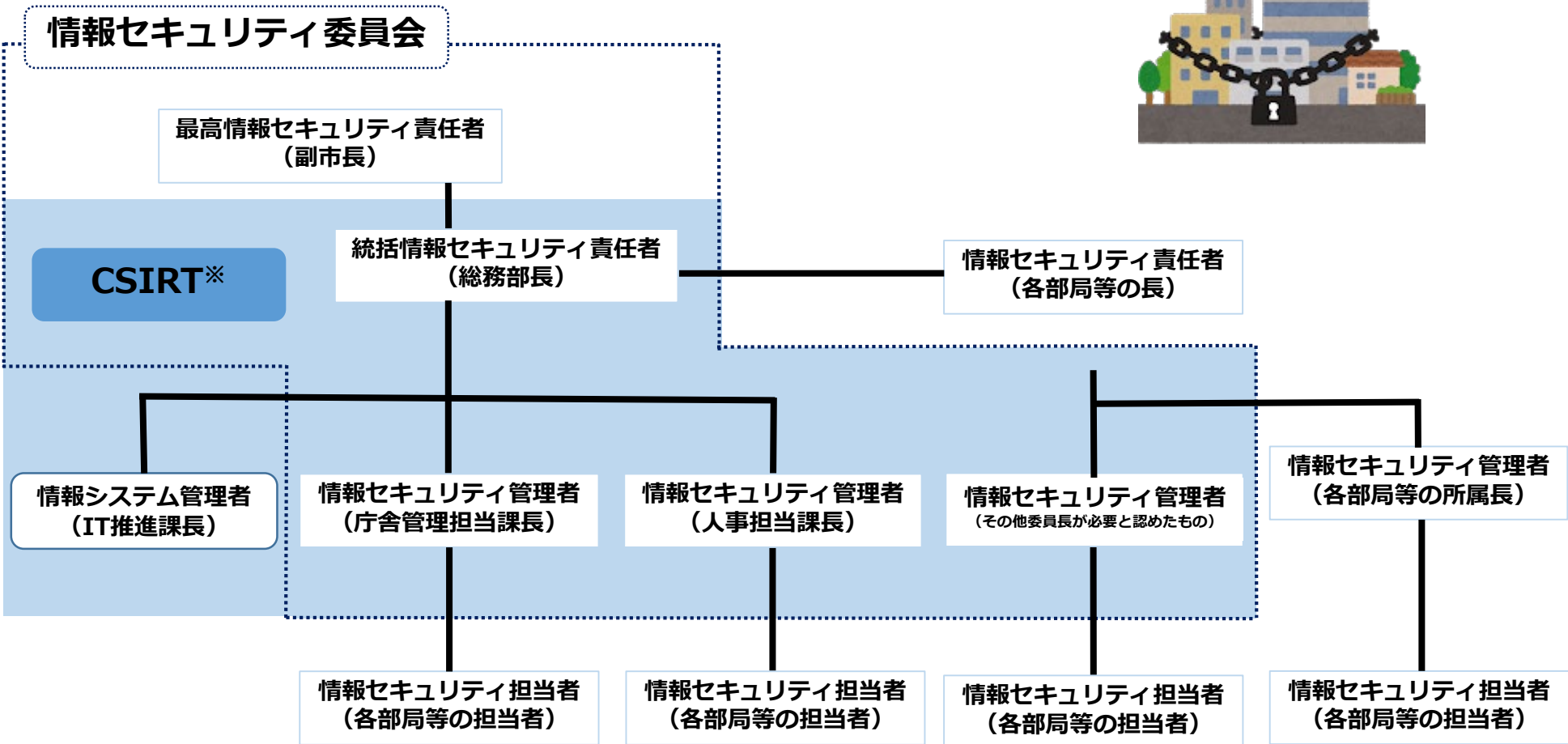


本文中に※印がある用語は巻末の用語集に解説があります。

個別施策7 セキュリティ対策及び 個人情報等の適正な取扱い



上尾市情報セキュリティ体制図



個別施策7 セキュリティ対策及び 個人情報等の適正な取扱い



情報セキュリティ委員会

- ・情報セキュリティに関する重要な事項の決定
- ・研修計画の承認、実施状況の受理
- ・監査責任者の指名、監査の実施及び監査結果の受理
- ・自己点検結果、自己点検結果に基づく改善策の受理
- ・事務局はIT推進課

情報セキュリティ委員会の委員

- (1) 統括情報セキュリティ責任者（総務部長）
- (2) 庁舎管理担当課長（総務課長）
- (3) 人事担当課長（職員課長）
- (4) その他委員長が必要と認めた者（行政経営課長、市民税課長、福祉総務課長、市民課長、経営総務課長、消防総務課長、教育総務課長）



CSIRT※（情報インシデントへの対応）

情報セキュリティ委員会の委員と情報システム管理者で構成

- ・情報セキュリティインシデントであるか評価
- ・最高情報セキュリティ責任者への報告（情報セキュリティインシデントの場合）
- ・被害の拡大防止などを図るための応急措置の実施及び復旧に係る指示
- ・情報セキュリティインシデントの原因を究明し、記録を保存

個別施策7 セキュリティ対策及び 個人情報等の適正な取扱い



情報セキュリティ初心者のための三原則

原則1 ソフトウェア※の更新

OS※（基本ソフト）やWebブラウザ※などのソフトウェア※では、脆弱性（ぜいじゃくせい）と呼ばれる情報セキュリティ上の問題（弱点）が発見されることがあります。この問題を解決するためには、ソフトウェア※メーカーなどから提供される修正プログラムを定期的に適用して、できる限りソフトウェア※を最新の状態に保つように心がけなければなりません。

代表的なソフトウェア※では、修正プログラムが提供された場合に、「ソフトウェア※の更新が必要です」という形で通知が表示されることが多くなっています。通知が表示されたら、忘れず更新しましょう。

原則2 ウイルス対策ソフト（ウイルス対策サービス）の導入

ウイルスに感染しないようにすることは、情報セキュリティ対策の基本です。そのためには、コンピュータにウイルス対策ソフトを導入したり、インターネットサービスプロバイダ※によるウイルス対策サービスを利用したりすることが重要です。

最近ではウイルス対策のほか、パーソナルファイアウォール※やフィルタリング※などの機能を備えた総合セキュリティ対策ソフトが提供されています。これらの機能は、不正アクセス防止や、フィッシング詐欺※サイトへのアクセス防止などの対策に有効です。

原則3 IDとパスワードの適切な管理

IDやパスワードは、パソコンなどの情報機器や各種インターネットサービスを利用する際に必要となる情報です。この情報が他人に奪われてしまうと、自分自身になりすまされて、情報機器や各種インターネットサービスを勝手に利用されてしまうおそれがあります。そのような被害に遭わないよう、IDやパスワードは適切に管理しなければなりません。

具体的には、パスワードは他人に容易に想像されないものを作成する、複数のインターネットサービスで同じパスワードを使い回さないなどの対策が必要です。また、フィッシング詐欺※などのIDとパスワードを盗み取る犯罪に注意する、IDやパスワードをメモをした場合は他人の目につきにくいところに大切に保管する、などの対策も重要です。



個別施策8 デジタルインフラの整備・デジタルデバイドの解消

施策概要

デジタル化を推進していく一方で、パソコンやスマートフォン※などのデジタル機器に不慣れな年齢層の世代や、自宅にインターネット環境がない世帯など、情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差（デジタルデバイド※）が問題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、オンライン手続等の重要性が高まっており、年齢や地域などを問わず、全ての住民がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化が求められています。

地域社会のデジタル化によりデジタルデバイドを解消するためには、新型コロナウイルス感染症収束後のニュー・ノーマル※な世界を見据え、通信インフラ等のサービス基盤となるデジタルインフラの整備によるハード面、情報通信機器の使用方法などを学ぶことができる講座の開催など学習支援によるソフト面の両方を同時に進めていくことが必要です。

また、地域BWA※を利用した公衆Wi-Fi※などについては、ウェブアクセシビリティ※に留意して整備を行っていく必要があります。

現状

地域BWA※を利用した公衆Wi-Fi※設置に向けて、電波状況や設置箇所などについて現地調査を実施しました。

また、国のデジタル活用支援推進事業として携帯ショップ等を中心に全国でスマートフォン※教室やスマートフォンによる行政手続きなどに関する講座を実施しており、市内においても一部携帯ショップにて開催されています。



課題

デジタルインフラの整備及びデジタルデバイド※の解消には多くの時間やコストが必要となるため、将来の基盤として、何が必要であるかを精査し、計画的に整備を進め、誰もがいつでもどこでも快適に情報を活用できる環境整備が必要です。

スケジュール



個別施策8 デジタルインフラの整備・ デジタルデバイドの解消



具体的な取組

No	事業名	実施区分	概要
1	地域BWA [※]	継続	2.5GHz帯の周波数の電波を使用し、地域の公共サービスの向上や条件不利地域の解消など、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システムを構築します。 これにより本市独自の電波を利用できるようになるため、公衆Wi-Fi [※] の設置をはじめ、将来的に様々な地域住民サービスに活用できる可能性があります。
2	公衆Wi-Fi [※]	検討	地域BWA [※] の電波を利用して、無料のWi-Fi [※] スポットを整備します。これにより、自宅にインターネット環境がない人や訪日外国人観光客などが、インターネットを利用して電子申請や情報収集を行うことができるようになります。ただし、犯罪に悪用されないよう、認証機能などのセキュリティ対策を施すことが必要です。
3	高齢者などへの学習支援	継続	公民館などを会場に情報通信に関する実践的な講座を引き続き開催するよう努めます。また、国はデジタル活用不安のある高齢者などに対して、令和3年度からデジタル活用支援推進事業を実施しており、携帯ショップ等を中心に全国でスマートフォン [※] 教室やスマートフォンによる行政手続きなどに関する講座を開催しています。





個別施策9 業務継続性の確保・ICT人材の育成

施策概要

本市に起こり得る何らかの危機事象（大地震、火災等）により、庁舎やインフラなどの被害が甚大となった場合、市としての業務が継続できなくなるおそれがあります。また、近年では新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことで、これまでの勤務形態が維持できなくなる事態が生じました。

本市では、大規模な災害が発生した場合、「上尾市業務継続計画」に基づき、市としての適切な業務を執行することとしています。これに対して上尾市ICT化推進計画では、業務の継続が困難となる様々なリスクに対して、政府が提唱するクラウド・バイ・デフォルト※の原則に則った情報システムの利用や、テレワーク※環境の整備など、デジタル化による観点から業務継続性の確保に資する環境整備を進めていきます。

また、デジタル化を有効に進めていくためには、デジタルの知識を持ったICT人材の育成が不可欠です。そのため、職員のICTリテラシーを向上すべく、ICT※の基礎的な知識や最新の技術について職員研修などを実施します。

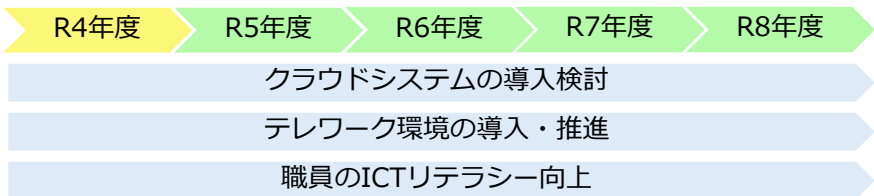
現状

公共施設予約システムなど、一部システムをクラウド※にて運用を行っています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言中に、サテライトオフィスを設置しました。

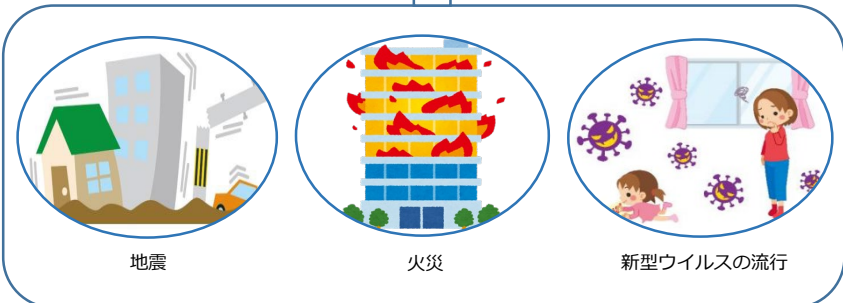
課題

- ・セキュリティを担保した上で、自宅などから業務を行うことができる環境を早急に整備する必要があります。
- ・情報システムのクラウド※化についても、セキュリティを確保した上で実現が可能か、費用面を含めて検討していきます。

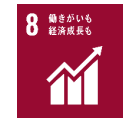
スケジュール



デジタルによる業務の継続性の確保



本文中に※印がある用語は巻末の用語集に解説があります。



個別施策9 業務継続性の確保・ICT人材の育成

具体的な取組

No	事業名	実施区分	概要
1	情報システムのクラウド [*] 化	継続	基幹システムを含めた各情報システムについては、政府が提唱するクラウド・バイ・デフォルト [*] の原則に則り、ガバメントクラウドや埼玉県クラウド、民間のクラウドコンピューティングサービス [*] など、クラウド [*] サービスの利用を第一候補として検討します。サーバ類がデータセンターにあるため、オンプレミス [*] と異なり、被災時における業務継続の可能性が向上します。また、スケールメリットによるコストの削減も期待できます。
2	テレワーク [*] の導入・推進	継続	テレワーク [*] （在宅勤務、モバイルワーク、サテライト勤務）環境を整備し、導入・推進を行います。テレワーク [*] は、新型コロナウイルス感染症を含め、様々な感染症対応の中で行政機能の維持のための有効な手段とされており、また、育児や介護等のために時間制約がある職員や、障害などのある職員の能力発揮に資するため、ワークライフバランスの観点からも有用です。
3	職員のICTリテラシー向上	検討	デジタル化を有効に進めていくために職員研修などを実施し、ICT人材の育成を行います。単なるPCの操作方法の習得に留まらず、様々なデジタル技術の機能や仕組みについて把握すること、デジタル技術を問題解決に役立てたり、事業や業務を効果的に遂行したりする能力を有すること、デジタル技術を安全に活用するための情報セキュリティなどの知識を習得することなど、職員のICTリテラシー向上を図ります。



用語集

A～D

D～R

R～お

き～そ

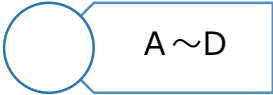

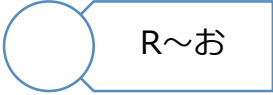

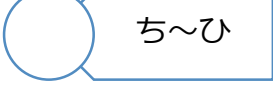
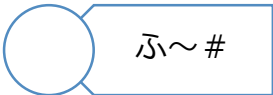
ち～ひ

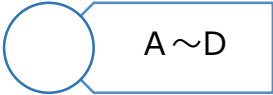

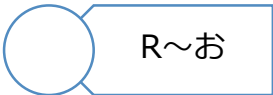

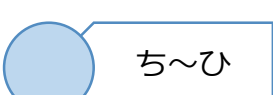
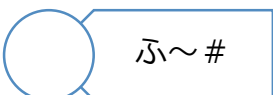
ふ～#

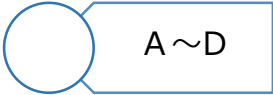

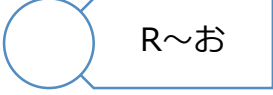

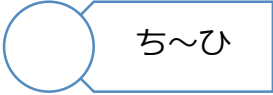
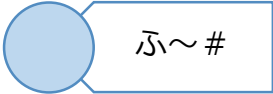
用語	解説
AI	Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより実行できるシステム。コンピュータが大量のデータを学習し、分類や予測などのタスクを遂行するアルゴリズムやモデルを自動的に構築する機械学習を用いたAIシステムが普及している。
AI-OCR	手書きの申請書や帳票の読み取りを行いデータ化するOCRの技術に、AIを活用することで読み取り精度を向上させた新しいOCRツール。
AIチャットボット	「チャットボット」とはチャット（会話）とボット（ロボット）を組み合わせた言葉。「AIチャットボット」とはAIを活用した自動会話プログラム。
BPR	Business Process Re-engineeringの略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。
CIO	Chief Information Officerの略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」などと訳される。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。
CIO補佐官	CIOを補佐する人物。外部専門人材等を登用することが多い。
CSIRT	Computer Security Incident Response Teamの略。情報セキュリティに係るインシデント（事件や事故）に対処するための組織の総称。実際に発生したインシデントへの対応のほか、インシデント情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報の収集や分析、対応方針や手順の策定を行う。
CSV	半角カンマ（,）の記号を使ってデータの構成要素単位（フィールド）の区切りを示すデータ形式。表計算ソフトやデータベースソフトを使ったデータ管理に適したファイル形式で、ファイル自体がテキスト形式で構成されている。
DDos攻撃	サイバー攻撃※の一種で、Dos攻撃（ウェブサイトやサーバに対して過剰なアクセスやデータを送付するサイバー攻撃※）を複数のコンピュータから大量に行うこと。DDoS攻撃を受けると、サーバやネットワーク機器に大きな負荷が掛かるため、ウェブサイトへのアクセスができなくなったり、ネットワークの遅延が起きたりする危険がある。

用語		解説
A～D	DX	Digital Transformationの略。デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。2004年にスウェーデンのウメオ大学教授エリック・ストルターマン氏により提唱された言葉で「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」ことを表した言葉である。 また、2018年には経済産業省により「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義された。
D～R		
R～お	ICT	Information and Communications Technology の略。「IT（Information Technology）」が「情報技術」であるのに対し、ICTは情報を伝達することを重視した「情報通信技術」を指す言葉。
き～そ	IoT	Internet of Thingsの略。日本語では「モノのインターネット」と訳される。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、相互に情報交換をする仕組み。モノがインターネットと接続され、データを管理及び分析することにより、より高い価値やサービス生み出すことが可能になる。
ち～ひ		
ふ～#	LOD	Linked Open Dataの略。Webの技術を利用して、計算機が処理しやすい形式で情報を共有する仕組み。発信された情報を、Web上で共有したり相互につなげたりする（Linkする）ことができる。
	OS	Operating System の略。PCにおいてシステム全体を管理し、さまざまなアプリケーションソフトを動かすための最も基本的なソフトウェア。
	PIA	特定個人情報保護評価のこと。個人番号を利用する事務ごとに個人のプライバシー等の権利や利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を行うことを評価書にて宣言するもの。
	RDF	Resource Description Frameworkの略。Web上におけるリソースに関する情報の表現方法について統一された枠組みのことを言う。 RDFで記述される情報は、コンピュータで扱う情報の分類や検索等に関して、その内容が一定の分類方式によって配列されるため、効率化や自動化を図ることができます。
	RFI	Request For Informationの略。システム等の調達条件等を作成するに当たり、必要な情報を集めるために業者に情報提供を依頼する文書。

用語	解説
A～D	RPA Robotic Process Automationの略。ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。
D～R	SNS Social Networking Service (Site) の略。個人間の交流を支援するサービス（サイト）で、参加者は共通の興味、知人等をもとに様々な交流を図ることができる。例えば、友人、知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する。
R～お	URI Uniform Resource Identifierの略。一定の書式によってリソース（資源）を指し示す識別子。一般的にはインターネット上のデータやサービス、機器などの所在情報を表すために用いられることが多い。
き～そ	Webブラウザ パソコンやスマートフォン*等を利用してウェブページを表示するなどの機能をもったソフトウェア。
ち～ひ	Wi-Fi パソコンやスマートフォン*等の機器にケーブルをつなぐずに、無線でデータを送受信する仕組み。無線LANの規格の一つ。
ふ～#	インターネットサービスプロバイダ インターネット接続の電気通信役務を提供する組織のこと。電気通信事業者と訳され、インターネット回線に接続するアクセスポイント（基地局）を提供する。なお、回線事業者は光回線など、インターネットに接続するための回線を提供する事業者であり、プロバイダは回線事業者の提供する回線の上でインターネット接続サービスを提供する。
	ウェブアクセシビリティ ウェブコンテンツを利用している全ての人々が、年齢や障害の有無等心身の状態や利用環境に関係することなく、ウェブサイトにおいて提供されている各種情報や機能を支障なく利用できること。
	オープンデータ 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。 ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの ② 機械判読に適したもの ③ 無償で利用できるもの
	オンプレミス サーバーやソフトウェアなどの情報システムを、使用者が管理している施設の構内に機器を設置して運用することをいう。

用語	解説
	基幹系システム 総務省の「自治体情報システム強靱性向上モデル」により行政のネットワークは、マイナンバー利用事務を取り扱う「基幹系」、LGWAN（総合行政ネットワーク）を活用する業務用システムを取り扱う「LGWAN系」、それ以外でインターネット接続が可能な「インターネット系」の3つに分類されているが、そのうちの、基幹系ネットワークを利用したシステムのこと。
	キャッシュレス決済 紙幣や硬貨を使用せず、クレジットカードや電子マネーを利用した決済方法。
	クラウド 利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアをネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するサービス。雲（クラウド）の中にシステムがあるかのように、提供されるシステムの物理的なコンピュータ（サーバ）の所在地が意識されないことからこのように呼ばれている。
	クラウドコンピューティングサービス クラウド上でのシステム構築等のため、コンピューティング、データベース、ストレージ、アプリケーションをはじめとした、さまざまなITリソースをオンデマンドで利用することができるサービス。
	クラウド・バイ・デフォルト システム導入に際し、クラウドサービスの活用を前提とする考え方のこと。
	公衆Wi-Fi 無線LANを利用してインターネットへの接続を提供するサービス。一般的に店やホテル、公共施設などで提供され、有料のものや無料のものがあり、その施設の利用者であれば誰でも利用できるもの。
コンビニ交付	マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、全国の主要なコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機（コンビニ端末機）で住民票などの証明書が取得できる。
スマートフォン	モバイル向けオペレーティングシステム（OS）を備えた携帯電話の総称。
情報セキュリティポリシー	自治体を持つ情報資産のセキュリティ対策について、情報の機密性や完全性、可用性を維持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの。
ソフトウェア	コンピュータを動作させるためのプログラムや命令を記述したデータのまとまり。

用語	解説
	地域BWA Broadband Wireless Access の略。2.5GHz帯の周波数の電波を使用し、地域の公共サービスの向上やデジタル・デバイド（条件不利地域）の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システム。
	テレワーク ICTを活用し、サテライトオフィスで勤務するサテライト勤務、公共交通機関での移動中や出張先等、時間や場所にとらわれないモバイル勤務、従業員の自宅で勤務する在宅勤務等、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方。「働き方改革」の一環として政府が推進していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一気に拡大した。
	デジタルサイネージ デジタル技術を活用してディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報、広告媒体。
	デジタルデバイド インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国内地域格差を示す「地域間デジタル・デバイド」、身体的、社会的条件（性別、年齢、学歴の有無等）の相違に伴う ICT の利用格差を示す「個人間・集団間デジタル・デバイド」、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国際間格差を示す「国際間デジタル・デバイド」等の観点で論じられることが多い。
	
	デジタルブック パソコンやスマートフォン、タブレット端末などのWebブラウザを使用して、まるで本物の印刷物のように、ページをめくりながら読むことができるウェブアプリケーション。
	ニュー・ノーマル 新しい常態。時代の節目に訪れる転換期により、今までとは違う基準・常識が定着した世界観。
	ノーコード・ローコードツール 最小限のコーディング又はプログラムコードを記述することなく既存のツールやサービスを組み合わせることで連携させることにより、プログラム開発することができるツール。プログラミング知識がない現場の職員が開発できることから、短時間かつ低コストでより細かいニーズに合ったプログラムを作ることができる。
	ビッグデータ デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等IoT関連機器の小型化や低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴や消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータのこと。データの分析等により社会・経済の問題解決や、業務の付加価値向上等に利用されることが期待される。

用語	解説
	ファイアウォール 「防火壁」を意味する。ネットワークの境界に設置され、内外の通信を中継監視し、通過させてはいけない通信を阻止することで外部の攻撃等から内部を保護するためのソフトウェアや機器、システムのこと。
	フィッシング詐欺 送信者を詐称した電子メールを送りつけたり、偽の電子メールから偽のホームページに接続させたりするなどの方法で、クレジットカード番号、アカウント情報（ユーザID、パスワードなど）といった重要な個人情報を盗み出す行為のこと。
	フィルタリング 指定した条件によって通信を遮断する機能。迷惑メールやスパムを隔離するメールフィルタリング、有害サイトへのアクセスを制限するコンテンツフィルタリング、ネットワークへの不正侵入を防止するパケットフィルタリング等がある。
	ベンダ 製品やサービスを販売、供給、納入する事業者のこと。IT関連では販売業者のことを指すケースが多く、ハードウェアベンダ、ソフトウェアベンダ、システムベンダ等細分化して呼称されることもある。
	マイキープラットフォーム マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービス呼び出す共通の手段とするための情報基盤。自治体の様々なサービスの共通カードとして利用したり、商店街等の各種ポイントサービスに活用したりするなどにより行政の効率化や地域経済の活性化を目指している。
	マイナポータル 子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップで行うこと（ぴったりサービス）ができるほか、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用サイト。
	マルウェア コンピュータウイルスやワーム、ランサムウェア、スパイウェア、トロイの木馬等、悪意のあるプログラムやソフトウェアの総称。
	5G 5th Generation Mobile Communication System（第5世代移動通信システム）の略。1G・2G・3G・4Gに続くもので、高速大容量、低遅延、多数同時接続を満たした無線通信システム。なお、5Gは4Gに比べて通信速度は20倍、遅延は10分の1、同時接続数は10倍になるといわれ、より高精細な画像や動画の利用や、リアルタイムに近い映像配信や遠隔操作、多接続によるIoT分野での活用などが可能となる。 また、一定のエリア内又は用途に限って利用される「ローカル5G」を自治体や企業、工場等が活用することで、地方の産業活性化等につながることを期待される。

資料集

1 上尾市ICT化推進計画策定委員会設置規程

(令和2年12月21日訓令第30号)

(設置)

第1条 上尾市ICT化推進計画の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市ICT化推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、上尾市ICT化推進計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市のICT化の基本的な課題の検討に関すること。
- (2) ICT化に関する施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) ICT化に関する基礎資料の収集に関すること。

(組織)

第3条 委員長は、総務部次長（総務部次長が複数いる場合にあっては、総務部IT推進課の事務を分掌する総務部次長）の職にある者をもって充てる。

- 2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部IT推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- (この訓令の失効)
- 2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

市長政策室広報広聴課長	行政経営部行政経営課長	総務部総務課長
子ども未来部子ども支援課長	健康福祉部高齢介護課長	市民生活部市民課長
環境経済部生活環境課長	教育委員会事務局教育総務部	教育総務課長

2 上尾市ICT推進本部設置規程 (令和4年3月10日訓令第1号)

(設置)

第1条 本市のICT推進に係る取組の全庁的かつ総合的な推進を図るため、上尾市ICT推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 上尾市ICT化推進計画の総合的な推進に関すること。

(2) その他ICT推進に関し必要な事項に関すること。

(最高情報統括責任者)

第3条 ICT推進に関する事務を統括する最高責任者として、上尾市最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）を設置する。

2 CIOは、副市長の職にある者をもって充てる。

(本部)

第4条 本部長は、CIOとする。

2 副本部長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第5条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部は、本部を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第7条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 本部長は、必要があると認めるときは、本部における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務部ICT推進課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

市長政策室次長 行政経営部次長 総務部次長 子ども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部次長 環境経済部次長 都市整備部次長 上下水道部次長 消防本部次長 議会事務局次長 教育委員会事務局教育総務部次長 教育委員会事務局学校教育部次長

3 上尾市 I C T 化推進計画策定委員会の検討経過

開催日		議題
第1回	令和3年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・講義（DX「国家動向（今後の展望）へのロードマップとは」講師：武城文明氏） ・I C T 化推進計画（仮称）の策定について（経緯説明）
第2回	令和3年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定スケジュールについて ・計画案「基本方針」「基本施策」「推進体制」「推進期間」について
第3回	令和3年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案「個別施策1：行政手続のオンライン化」「個別施策2：デジタルサービスの充実」「個別施策3：マイナンバーカードの普及及び利活用の促進」「個別施策4：官民データ活用の推進」について
第4回	令和3年8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案「個別施策5：行政事務のデジタル化」「個別施策6：システムの標準化」「推進体制」について
第5回	令和3年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案「個別施策7：セキュリティ対策及び個人情報等の適正な取扱い」「個別施策8：デジタルインフラの整備・デジタルデバイドの解消」「個別施策9：業務継続性の確保・ICT人材の育成」について ・計画案に係る各課照会及び全庁アンケートの実施について
第6回	令和3年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁アンケートの結果について ・各課照会の結果報告及び計画案の変更点について ・市民コメント制度に基づく意見募集の実施について
第7回	令和4年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民コメント制度に基づく意見募集の結果について ・計画案の変更点について

4 上尾市 I C T 化推進計画に関するパブリックコメント

実施期間	内容
令和4年1月4日から 令和4年2月3日まで	上尾市市民コメント制度要綱によるパブリックコメントを募集 応募2件

5 外部アドバイザー（監修）

氏名	肩書
武城 文明 氏	総務省地域情報化アドバイザー、埼玉県行政ITアドバイザー

上尾市 I C T 化推進計画

令和4年3月策定

発行：上尾市総務部IT推進課